

代 地区防災計画

令和 7 年 7 月 1 日

 代 区(自治会)

1 目 的

この計画は、地区内で発生した災害又は災害発生の恐れがある場合に、区民の安全を確保するため、区(自治会)が主体となって避難所の開設、運営を行うとともに、区民の安全確保及び防災力強化に必要な事項を定める。また、地域住民の避難体制及び要配慮者への支援体制に必要な事項を定め、「逃げ遅れゼロ」に向けた必要な対策を講じ、防災活動をはじめとした協力体制を構築したうえで、平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより地域コミュニティの維持及び活性化を図ることを目的とする。

2 区内の人員、世帯等及び要支援者について

- (1) 区(自治会)内の世帯数は 117 世帯 (第1分区～3分区)

※ 区、自治会へ未加入者の取り扱いについては別途とする。

- (2) 要支援者については、市から提示された名簿登録者及び要支援者名簿については別途のとおりであり、災害発生時の支援体制を図るとともに日頃から健康状態の確認等を把握するなど、「地域の見守り」についても取り組んでいく。

※ 要支援者等の避難体制等に係る避難訓練については、各関係者と密接に連携し、定期的に避難訓練等を行うとともに、災害時の体制を構築しておくこと。

3 避難場所について

施設名	区分	屋内収容人員	屋外収容人員	備 考
代 公民館	屋 内	60 名	名	
代 公民館	屋 外	名	100 名	
		名	名	

※ 各収容人員については、千曲市地域防災計画の数値とする。

4 避難判断を促すタイミング

公民館を避難所として開設するタイミング

災害内容	判断となる数値等	備 考
地 震	千曲市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合	
台 風	千曲川杭瀬下水位観測所の水位が氾濫注意水位(1.6m)に達した場合	
※水 害	千曲市がレベル 3 以上の避難情報を発令した場合	
	降雨状況等を勘案し、数時間後に水位が氾濫する恐れがある場合	
土砂災害	区内にある崖斜面の一部に大規模な土砂崩落の前兆現象が確認された場合 (小石等の落下確認)	
その他	災害等により避難所等を開設する必要がある場合	

5 防災対策

(1) 現地災害対策本部の設置及び避難所開設の判断

危険情報を覚知し、危険と判断をした場合、区長(自治会長)は以下の体制を図る

【災害時の対応】

	内 容	備 考
1	現地災害対策本部設置	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
2	避難場所を開設及び運営	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
3	区民に対して避難所を開設した旨を周知する。	(屋外放送設備、消防団車両等を活用)

※ 千曲市災害対策本部と連絡を密にするとともに、情報の共有を図る。

【平時の対応】

	内 容	備 考
1	災害に備えた訓練	地域住民を対象にした総合訓練
2	避難場所の備蓄品の整備	区、自治会としての備蓄計画を策定
3	防災教育の徹底	住民及び区役員を対象に防災講習会の開催
4	要配慮者の把握	地域の見守りについて、避難手段の検討
5	地区防災計画の検証	適宜見直しを進める
6	その他必要事項	

※ 平時から防災を意識し取り組んでいく。

6 役 割

(1) 組織編制及び役割分担

①現地災害対策本部役員

No.	区役員名	役職	主な業務	備 考
1	区 長(自治会長)	本部長	統 括	
2	副区長(代理区長)	副本部長	副 統 括	
3	会 計	本部員	業務担当	
4	分館長	〃	〃	
5	協議員(区議員)	〃	〃	7 名
6	自主防災団	〃	〃	別紙
7	民生児童委員	〃	〃	1 名
8	区長から指名された者	〃	区長からの指示業務	

②現地災害対策本部編制→別紙

※ 消火活動については、消防団及び自主防災団等と協力し活動する。

③各班の主な活動内容（※あくまでも例として示したもの。）

班別	平 時	災 害 時
総務班	本部と各班相互の調整 要配慮者の把握 地区防災計画の検証	全体の調整 被害状況の把握 区民への周知、広報
消火、救出、救護班	資機材の準備点検 救出、救護訓練等の計画	負傷者、逃げ遅れ等の把握 負傷者の応急手当
避難誘導、給食、給水班	避難経路の周知 要配慮者の避難に係る協力体制 給食、給水資機材の準備及び訓練等の計画	安全な避難路、避難場所の把握 要配慮者の避難支援 行政、ボランティアとの連絡調整 早めの避難行動を促すための説得
受付、避難所運営班	情報収集、伝達方法の確保 必要資機材の整備 避難場所運営訓練の計画	避難場所の混乱防止 迅速、確実、安全な避難所運営
警戒、警備班	危険箇所の把握 火気使用器具等の点検	河川氾濫時の対応及び警戒補助 警察、消防隊等の対応補助

(2) 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備します。

※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画しておく。

※ 支援体制、支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の定期的な見直しを含めた確認を行う。

※ 福祉班の編成及び指示については、区長がその都度指示する。

No.	役職名	員 数	備 考
1	福祉班	計画中	支援体制等を考慮したうえで必要な人員を別途計画していく。

7 連絡体制

(1) 緊急時の連絡方法

※ 緊急的に連絡体制が図れること。

※ 各区で作成してある連絡網の活用も可

- ① 区 長(自治会長) → 副区長(副自治会長)(代理区長)
→ 区民への連絡及び周知（屋外放送等）
- ② 副区長 → 会 計 及び 分区長(常会長)
- ③ 会 計 → 分館長 及び 協議員(区議員)
- ④ 分館長 → 自主防災団長 及び 民生児童委員
- ⑤ 分区長 → 副分区長及び分区民のうち避難担当となる者

※ 要支援者の避難行動に係る連絡については、福祉担当班及び個別支援計画等に基づき示されている方へ適切な方法により連絡する。

8 備蓄計画

令和 7 年 月 日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			7 年度	年度	年度	
1	飲料水(500ml)		60			消費期限 5 年
2	備蓄食料 (アルファ米、レトルト食)					消費期限 年
3	毛布					
4	暖ケット (アルミシート)		10			
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川－静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：800人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食